

任意団体

Nっ子相談支援団体 つながる会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この任意団体は、Nっ子相談支援協会 つながる会という。

(事務所)

第2条 この任意団体は、主たる事務所を北九州市小倉南区山手三丁目12番20号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この任意団体は、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院中や退院した後に、どの様に生活が変化し、それに向けてどの様な手続きを行政等に働きかけておくべきか、その後の生活で各種サービスをどの様に利用していくのかを、相談支援専門員と連携して発生した疑義に対して真摯に向き合い、子どもたちとその家族がより良い日常を、送ることができるように、サポートを行う団体である。

(活動の種類)

第4条 この任意団体は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助活動

(事業)

第5条 この任意団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 活動に係る事業
 - ① イベント開催による、テナントおよび販売事業
 - ② 経験に基づく相談支援及び、助言援助事業
- なお、この団体においての活動で発生した事故及び、トラブルには、一切責任を負わないものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この任意団体の会員は、賛助会員のみとし、この任意団体の目的に賛同して入会し、援助を行う個人及び団体とする。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めないが、妨害活動や規則を無視した行動、売名行為等を行った場合には、即刻退会処分とし、団体ホームページにて告知を行うものとする。

2 会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとし、代表は正当な理由がない限り、入会を認める。

3 代表は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面又は、口頭をもって本人にその旨を通知する。また、それによる不当な噂等を広めた場合には、民事訴訟法の対象とする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、任意団体が定める入会金及び、会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表との口頭による申出により、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、代表の一存により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、除名の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 1人以上3人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を代表とし、必要に応じ2人以内の副理事を置くことができる。

(選任等)

第14条 監事は、総会において選任する。

- 2 代表及び副理事は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表は、この任意団体を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表以外の理事は、任意団体の業務について、この任意団体を代表しない。
- 3 副理事は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、(代表があらかじめ指名した順序によって、)その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この任意団体の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この任意団体の業務又は、財産に関し不正の行為又は、法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は、この任意団体の財産の状況について、理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

(職員)

第20条 この任意団体に、必要に応じ事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この任意団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、理事及び監事をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 事業報告及び活動決算

(2) 役員の解任

(3) 入会金及び会費の額

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メール等の電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、理事及び監事総数の2分の1以上の出席がなければ、面又は電子メール等の電磁的方法をもって、十分な説明を行い、開会とするものとする。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は監事が総会の目的である事項について提案した場合において、全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない理事及び監事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メール等の電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事及び監事は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する理事及び監事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 総数及び出席者数(書面又は電子メール等の電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、全員が書面又は電子メール等の電磁的記録によって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 理事の選任、職務及び報酬
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メール等の電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メール等の電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電子メール等の電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この任意団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この任意団体の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この任意団体の会計は、法人税法施行令第5条に掲げる方法に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この任意団体の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この任意団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 解散

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 目的とする活動に係る事業の不能
- (2) 破産手続開始の決定

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、理事総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
(残余財産の帰属)

第50条 この任意団体が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、理事会議決したものに譲渡するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この任意団体の公告は、この任意団体のホームページに掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この任意団体の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表（理事） 田中 幸子

監事（暫定） 田中 正志

3 この任意団体の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成31年3月31日までとする。

4 この任意団体の設立当初の事業計画及び活動予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この任意団体の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成31年3月31日までとする。

6 この任意団体の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

賛助会員（業務委託や、賛同者又は団体）

入会金（個人）	5,000円	年会費（個人）	5,000円（1口）
---------	--------	---------	------------

入会金（団体）	10,000円	年会費（団体）	10,000円（1口）
---------	---------	---------	-------------

※相談者個人からは、料金を徴収できないものとする。